

禁煙推進議員連盟 決議

喫煙の健康に及ぼす悪影響は明らかであり、国民の健康増進を図る観点から、国民の喫煙率の低減を目指していくべきである。

昨年十月の本議員連盟決議以降、神奈川県において「受動喫煙防止条例（仮称）」制定を目指した審議が進み、また国政では、たばこ税のあり方を問い直す議論がわき起こるなど、現状のたばこ対策にとどまらない施策の実施を求める動きが強くなっている。

また、本議員連盟は、国民の範となるべき国会において、院内の禁煙対策の一層の推進を図るため、本年五月から六月にかけて両院議長に申し入れを行うなど取り組みを進めてきた。

こうした状況を踏まえ、特にたばこ価格及びたばこ税の引き上げについて、左記のとおり決議する。

平成二十年十二月三日

記

一・たばこ価格及びたばこ税を引き上げるとは、喫煙率の低減や未成年者の喫煙防止にとって効果的かつ重要な手段である。このことは、わが国も批准している「たばこ規制枠組条約」にもしっかりと明記されており、国際的な潮流となっている。

二・また、厳しい財政事情の中、他の先進諸国に比べて低いたばこ価格及びたばこ税を引き上げるとは、適正な財源の確保にも資するものである。特に、たばこ税の収税を健診・保健指導及び喫煙を原因とする疾病の治療等生活習慣病対策に係る各種施策に充当すべきである。

三・なお、たばこ価格及びたばこ税の引き上げにより、以上の効果を発揮するためには、一本当たり十円以上の引き上げが必要である。